

4 介護保険サービスと障害福祉サービス

○ 介護保険サービスと障害福祉サービスとの関係

65歳以上の方で「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方、又は40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気（特定疾病 ※）が原因で「要介護認定」を受けた方については、介護保険サービスが利用できます。

介護保険サービスを利用できる方は、障害者手帳をお持ちの場合でも、以下のサービスについては原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくことになります。

〈優先的に利用していただく介護保険サービス〉

- 福祉用具の給付・貸与
- 住宅改修費の支給
- ホームヘルパーの派遣
- ショートステイ
- デイサービス
- 訪問入浴サービス など

※ 特定疾病（40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気）

- | | |
|----------------------------|---|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 多系統萎縮症 | ● 関節リウマチ |
| ● 初老期における認知症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 脊柱管狭窄症 | ● がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） |
| ● 早老症 | |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

→ **窓口** 〈障害福祉サービス〉

障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈介護保険サービス〉

高齢介護課 TEL 21-1460 FAX 22-7731

○ 障害福祉サービス

身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方を対象として、下記サービスを提供しています。
サービスの内容や利用方法、サービス提供事業所については、障害者福祉課又は委託相談支援事業所（P1 参照）へお問い合わせください。

なお、各サービスを受けるには事前に手続きが必要ですので、早目にご相談下さい。

利用者負担は1割負担（所得に応じて一定の負担上限あり、非課税世帯は無料）です。

〈サービス内容〉

①介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）

②訓練等給付

- ・共同生活援助
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

③障害児通所給付

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

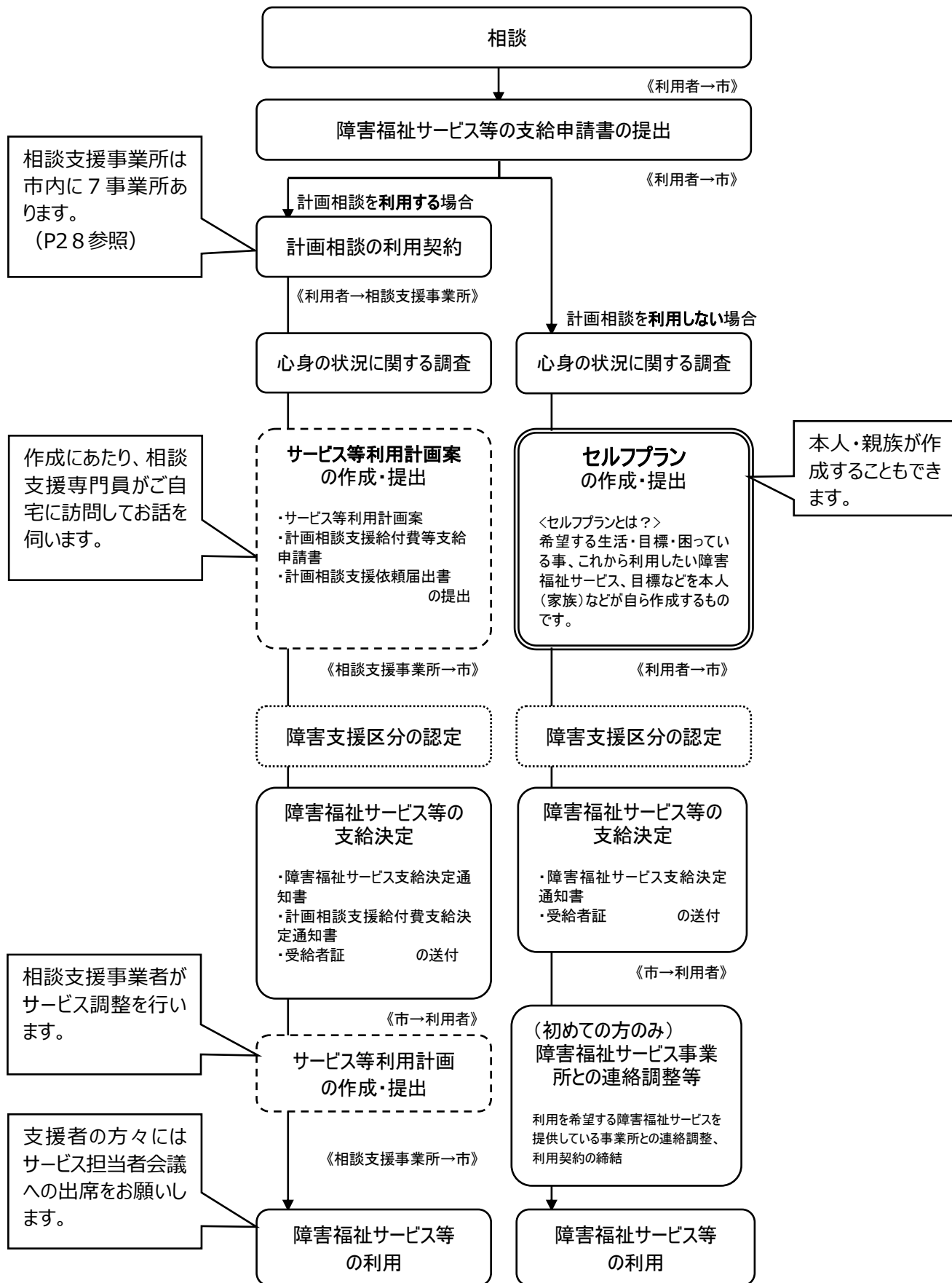
④計画相談支援給付

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

⑤地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

<障害福祉サービス利用の流れ>



<市内の相談支援事業所>

相談支援事業所	住所・連絡先	指定区分		対象者
		児童	障害者	
①総合福祉エリア相談支援事業所 (社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会)	大字松山2183 電 話 0493-21-5570 FAX 0493-25-3305	○	○	
②西部・比企地域支援センター (社会福祉法人 昴)	高坂1056-1 電 話 0493-81-5310 FAX 0493-81-5315	○	○	
③比企生活支援センター (医療法人 緑光会)	若松町1-14-6 電 話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146		○	障害児は 対象外
④りあん相談支援センター (社会福祉法人 いずみ会)	御茶山町15-13 電 話 0493-81-5485 FAX 0493-81-5304		○	知的障害 者のみ
⑤指定特定相談支援事業所コアラ (NPO法人 アルパ-ステーションコアラ)	早俣1-1 電 話 0493-81-3914 FAX 0493-35-3631	○	○	
⑥相談支援センター雑草 (社会福祉法人 雑草福祉会)	上野本2183-15 電 話 0493-23-8989 FAX 0493-23-8979		○	知的障害 者のみ
⑦相談支援事業所あじさい (一般社団法人 社会福祉相談センター)	東平1753-1 電 話 0493-81-5822 FAX 0493-81-5823	○	○	
⑧相談支援室しんごう (一般社団法人エミーツ)	東松山市新郷466番地1 電 話 0493-81-3751 FAX 0493-81-3769		○	

<地域活動支援センター>

施設名	住所・連絡先	内 容
比企生活支援センター	若松町1-14-6 電 話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146	創作的活動または生産活動の 機会の提供、社会との交流など を行う施設 (対象者：創作的活動や生産活 動を希望する人など)
地域活動支援センター あすみーる	松葉町2-5-37 電 話 0493-21-5593 FAX 0493-21-5604	

5 在宅生活支援

○ 生活サポート事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、市に登録された民間サービス団体が以下のサービスを提供します。ただし、公的サービス（障害福祉サービス・介護保険サービス）が受けられる方はそちらが優先されます。

- ・ 車による送迎サービス
- ・ 外出時の付き添いサービス
- ・ 介護スタッフを自宅に派遣するサービス
- ・ 介護スタッフと一緒に事業所内で過ごしたり、宿泊したりするサービス 等

〈利用時間〉 後述の障害者生活支援センター事業と合わせて、一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円（事業所により別途料金が発生する場合があります）

〈申請手続き〉

- ① ケア・サポートいわはな 又は 障害者福祉課へ申請してください。
- ② ケア・サポートいわはなより利用券（冊子）が郵送で届きます。障害者福祉課で申請した場合は、発行に1週間程度かかります。

〈申請手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか
- ② 印鑑

〈利用方法〉

ご自身又はご家族より事業所に連絡を取り、利用の予約をしてください。利用時に、時間に応じた枚数の利用券を渡すと共に、利用料金をお支払いください。

〈生活サポート事業登録団体〉

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ファミリーサポートセンター 昴	〒355-0017 東松山市松葉町 2-17-43	0493-25-3353	0493-25-3732
ケア・サポートラベンダー	〒355-0002 東松山市東平 2079-3	0493-39-5012	0493-39-3099
サポートサービスシャローム	〒355-0005 東松山市松山 1496	0493-27-5070	0493-23-0265
ケアサポートまこと	〒355-0021 東松山市神明町 2-8-17	0493-59-8407	0493-59-8407
ヘルパーステーションコアラ	〒355-0043 東松山市早俣 1-1	0493-81-3914	0493-35-3631
喜和	〒355-0012 東松山市日吉町 3-8	0493-81-5731	0493-24-3867

事業所名	所在地	電話番号	FAX
虹の会 あんずの里	〒355-0051 東松山市白山台 19-2	0493-34-5488	0493-81-7211
あじさい	〒355-0002 東松山市東平 1753-1	0493-81-5822	0493-81-5823
ヒューマンサービス エンジョイ	〒350-0233 坂戸市南町 30-3 103	049-284-7680	049-289-5204
生活支援サービス のぞみ	〒366-0811 深谷市人見 2000	048-501-2950	048-501-2956
パーソナルサポート はなの樹	〒350-0216 坂戸市柳町 44-17	049-298-5175	049-298-5550
埼玉県視覚障害者 社会参加推進協会	〒355-0814 滑川町みなみ野 3-13-15-102	050-5361-9775	050-3398-2289
モルテン	〒350-0438 毛呂山町西戸 853-6	049-295-1373	049-298-3934
サアラ	〒350-0209 坂戸市塚越 448-9	049-283-0808	049-283-0808
とりにてい	〒355-0132 吉見町大字飯島新田 790-1	0493-88-9431	0493-88-9431
ケアサポート森林	〒355-0814 滑川町みなみ野2-1 2-6 グリーンハウス102号室	080-3176-4573	0493-77-4918
らんらんサポート	〒355-0227 嵐山町千手堂 39-46	070-8980-1550	
泰（やすらぎ）	〒355-0221 嵐山町菅谷 1072	0493-59-9129	0493-59-9129

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088
障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害者生活支援センター事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等・自立支援医療受給者証のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、一時的な介護サービス（一時預かり、外出援助、送迎等）を提供します。

〈利用時間〉 前述の生活サポート事業と合わせて一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円

〈申請の手続き〉 前述の生活サポート事業と同じ

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088

○ 訪問入浴

家庭で一人又は家族の介助では入浴することが困難な身体障害者手帳をお持ちの方（要介護・要支援の認定を受けた方を除く）に対し、移動浴そう車による入浴サービスを行っています。利用を希望する場合は事前にご相談ください。

〈費用負担〉 サービス費用の5%（非課税世帯は無料）

事業所名	所在地	電話番号
アースサポート東松山	〒355-0022 東松山市御茶山町 4-8	0493-25-6700

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 機能訓練等

● 障害者生活訓練

身辺、家事管理、福祉機器活用訓練、コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。

→ 埼玉県障害者協議会 TEL 048-825-0707
FAX 048-825-3070

● 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、専門医師、言語聴覚士により聴能訓練を実施しています。

→ 皆光園 TEL 048-573-2021 FAX 048-573-2022
そうか光生園 TEL 048-936-5088 FAX 048-932-1311

● 音声機能障害者発声訓練

日常生活における会話が可能となるよう食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を実施しています。

〈対象者〉 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害をもつ方

→ 埼玉銀鈴会 TEL 048-647-1131
FAX 048-778-3541

6 行動範囲の拡大

○ 自動車燃料購入費助成

下記対象者の方に、登録手続き後、ガソリン券を交付します（1枚/月）。市と協定を締結した給油所において、市に登録した自動車に給油した場合のみ、給油額1,000円につき1枚使用できます（1,000円未満の給油額には使用できません）。1回の給油時に使用する枚数の制限はありません。

※福祉タクシー利用券との併用はできません。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用方法〉

給油所のスタッフに申し出て、ガソリン券を切り離さずに冊子ごと渡してください（切り離された券は無効です）。

〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳
- ② 車検証（本人又は同一世帯の方が所有者として記載されているもの。割賦契約又は長期賃貸借契約等による自動車の場合は、使用者として記載されているもの）

〈協定給油所一覧〉

会社名 給油所名	住所	電話
(有)飯島商店 東松山給油所 (ENEOS)	石橋 1536-1	23-1577
榎田商事(有) 東松山中央給油所 (ENEOS)	若松町 1-2-9	22-2028
(有)高坂石油 高坂給油所	高坂 969-4	34-4207
(有)滝沢石油 東松山西給油所 (Mobil)	松葉町 4-7-18	23-1017
(株)津乃国 森林公園給油所 (Mobil)	東平 2366-3	39-2145
(有)ヤジマ燃料 東松山中央給油所 (ENEOS)	御茶山町 2-6	22-0238
埼玉中央農業協同組合 JA東松山SS	上野本 1406-3	23-5318
(有)原オートオイルサービス 東松山IC (KYGNUS)	上野本 212-3	23-2773

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 福祉タクシー利用料金助成

下記対象者の方に、登録手続き後、福祉タクシー利用券を交付します（4枚/月）。タクシー1回の乗車につき1枚使用できます（一般のタクシーの初乗運賃相当額を助成）。

※ガソリン券との併用はできません。 ※迎車回送料金、予約料金は除きます。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
※市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用できるタクシー〉

埼玉県乗用自動車協会、埼玉県個人タクシー協会、埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会、彩の国個人タクシー協同組合に加入している事業者及び市と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。

〈利用方法〉

乗車の際に障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。
なお、併せて後述の「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

〈登録手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳

〈介護タクシー事業所一覧〉

事業所	住 所	電 話	FAX
こころね介護タクシー	東松山市石橋 1317-11	0493-25-1292	0493-25-1292
北都観光福祉タクシー	東松山市松葉町 4-5-1	0493-23-7075	0493-23-7093
青い鳥 熊谷	熊谷市飯塚 412	080-3348-8341	048-588-2563
エール介護タクシー	嵐山町菅谷 359-1	080-8889-1927	0493-62-6375
介護タクシー 金太郎	川越市下松原 713-2	090-9319-9625	049-248-4189
介護タクシー スマイルウェーブ	入間市上谷ヶ貫 573-1	090-2143-2573	04-2936-0353
ケアタクシープラス	坂戸市薬師町 2318-21	049-281-8366	049-281-8366
福祉移送りんりん	鴻巣市箕田 444-1	048-501-6737	048-611-7128
ケアタクシーすばる	入間郡毛呂山町岩井西 1-20-11	070-2180-0001	049-295-7150
福祉タクシーサポート くまさん	川口市青木 5-6-20-501	0120-856-810	048-256-7341
ビーゴ・カンパニー	入間郡三芳町北永井 837-77	090-8948-5667	
福祉タクシーアリエル	川越市岸町 3-34-2-702	070-3662-1190	

次ページに続く

事業所	住 所	電 話	FAX
PAS救急サービス	坂戸市元町20-4	080-5986-9205	049-281-8862
アストケアタクシー	嵐山町廣野1018	0120-769-232	
ひきあい介護サポート	東松山市加美町2-39-2	080-8727-2291	

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方がタクシーを利用した場合、運賃の10%が割引されます。※迎車回送料金、予約料金は除きます。

〈利用方法〉

- 乗車の際に 身体障害者手帳 又は 療育手帳 を提示してください。
- ※ 前ページの「福祉タクシー利用券」を併用することができます。
- ※ デマンドタクシーにおいても割引が適用されます。

→ 各タクシー事業者

○ 福祉バスの提供

障害者（児）団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車椅子用リフト付大型バス「おおぞら号」（座席29・補助席7・車椅子固定席2名分）の提供を行っています。

→ 埼玉県障害者福祉推進課 TEL 048-830-3303
FAX 048-830-4789

○ 福祉車両の貸し出し

不慮の事故等により、一時的に福祉車両が必要となった方に対して、一定期間貸出します。
※ 送迎等に利用するものであり、車いす使用者が運転できる仕様とはなっていません。

〈対象者〉

市内に住所を有し、車いすを使用している方

〈利用方法〉

利用希望日の2ヵ月前の月の初日から5日前までに申請書を社会福祉協議会に提出

- ※ 運転者の確保が必要です。
- ※ 運転者が75才以上の場合は、ご家族の同意が必要です。

→ 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 駐車禁止適用除外

駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制がされている道路において、社会生活上やむを得ない理由により駐車することが必要な場合、申請することで駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

〈対象者〉

障害の区分		障害の級別（参考資料6を参照）	
身体障害者手帳 (歩行が困難と認められる方)	視覚障害	1～3級、4級の1号	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1号及び2級の2号	
	下肢不自由	1～4級	
	体幹不自由	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	心臓機能障害	1級、3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
	肝臓機能障害	1～3級	
療育手帳	㊤、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※ 2箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている方も対象

※ 身体障害者手帳の交付を受けており、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている方も対象

→ 窓 東松山警察署 東松山市上野本1117-1 TEL 25-0110

7 公共料金等の優遇措置

○ 東武鉄道の運賃割引

身体障害者手帳と療育手帳をお持ちの方とその介護の方（原則第1種のみ）が、鉄道の運賃割引を受けることができます。

〈運賃割引の内容〉

種別	券種	割引内容
第1種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	普通 ご本人・介護者の方とも、10円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
		ICカード ご本人・介護者の方とも、1円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
	回数 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)	
	定期 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料) ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引	
第2種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	定期 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ5割引

※ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

※ JRやその他の私鉄も割引を行っていますが、その取扱いが異なる場合があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

〈東武鉄道の利用方法〉

駅の窓口に障害者手帳を提示してください。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者と共に乗車される場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（降車駅では有人改札口をご利用ください）。

ICカードによる乗車の場合は、乗車駅でタッチし、降車駅では改札機でタッチせず、係員のいる窓口で障害者手帳とICカードを提示してください。

→ 窓口 各鉄道窓口

○ バス運賃の割引

対象者	割引乗車券の種類	割引率	利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・児童福祉法の適用を受ける方（注） 	普通乗車券	5割	<ul style="list-style-type: none"> ・ご乗車の際、手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください ・乗車券購入の際、窓口到手帳を提示してください
	定期乗車券	3割	

（注）施設の責任者が発行する所定の運賃割引証の提示が必要です。

- ※ 介護人・付添人の割引は、各バス会社が認めた場合に限りです。
- ※ 写真が貼付されていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者手帳の再交付についてご相談ください。
- ※ バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接バス会社へお問い合わせください。

● 市内循環バス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで**無料**になります。

→ 各バス会社

○ 国内航空運賃の割引

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （顔写真の貼付された手帳が必要です）
年齢	搭乗時の年齢が満12歳以上の方
適用範囲	障害者本人の単独利用及び本人と同乗する介護者1名
割引率	航空会社により異なりますので、各航空会社にお問い合わせください

- ※ 搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合には搭乗できません。
- ※ 航空券の購入及び航空機に搭乗の際は、手帳を提示してください。

→ 各航空会社営業所・代理店

○ 有料道路の割引

身体障害者手帳または療育手帳（㊤・A）をお持ちの方は、事前に登録をすることで、有料道路料金が半額になります。登録できるのは、障害者1人につき1台です。

なお、その他の割引との併用はできません。ETCご利用の場合、他の割引と比較して最も低い額となる割引が優先されます。

〈対象者〉

- ・ 障害者本人が運転する場合：身体障害者手帳（第1種・第2種）をお持ちの方
- ・ 障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合：
身体障害者手帳（第1種）または療育手帳（第1種）をお持ちの方

〈対象となる車〉

自動車検査証（車検証）に「自家用」とあり、かつ、所有者が個人名義のもので用途が「乗用」のもの（それ以外はお問い合わせください）

〈割引の受け方〉

- ・ ETCを利用しない場合：料金所で、障害者手帳の車両番号が確認できる箇所を提示して、料金を支払います。
- ・ ETCを利用する場合：登録完了後、ETCレーンを通行できます。

〈割引有効期間と更新手続き〉

割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。

割引有効期限が切れている場合は、更新手続きを行わないと割引は受けられません。

更新手続きは、有効期限の2か月前からすることができます。

〈手続きに必要なもの〉 ETCを利用する場合

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- ④ ETCカード（18歳以上の場合は、障害者本人名義のもの）
- ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

〈手続きに必要なもの〉 ETCを利用しない場合

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で次の要件に該当する場合は、NHK受信料が**全額又は半額免除**されます。障害者福祉課で免除申請の手続きをしてください。

〈対象者〉

●全額免除

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方若しくは知的障害者と判定されている方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員にあり、世帯全員が市民税非課税の場合

●半額免除

- ・世帯主（受信契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級・2級）の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（㊤・A）の療育手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

※ 市民税を課税されることになった場合や、障害等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合はNHKまでご連絡ください。

※ また、定期的実施されるNHKによる確認調査によって、免除事由に該当しない場合には自動的に免除が終了となる場合があります。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳 ② 印鑑

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈問合せ〉 NHK ふれあいセンター TEL 0570-077077

FAX 045-522-3044

○ 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害があり一定の要件に該当する方は、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる制度です。利用する場合は、あらかじめ届出手続きを行うことが必要です。

〈対象者〉 身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
免疫、肝臓	1級～3級

→ 選挙管理委員会 TEL 21-1443 FAX 24-6123

○ 郵便料金の減額及び無料扱い

区 分	内 容	取扱い
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無 料（3kg以下）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便㈱が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無 料（3kg以下）
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便㈱の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による ・毎月3回以上発行の新聞紙を内容とするもの50gまで8円 ・その他50gまで15円
心身障害者用ゆうメール	図書館（日本郵便㈱に届け出たもの）と身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方との間で、図書閲覧のために発受する場合	心身障害者用ゆうメール運賃料金表による
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの（日本郵便㈱が定めて表示した条件を満たすものに限る）を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）
聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便㈱の指定を受けた施設と聴覚障害者との間で、ビデオテープ、その他の録画物（DVDなど）の貸出し又は返却のために発受する場合	聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）

→ 窓口 東松山郵便局 TEL 0570-088-442
 メールでのお問い合わせ（専用フォームより）
 「日本郵政ホームページ」⇒「よくあるご質問・お問い合わせ」
 ⇒ 「メール（専用フォーム）でのお問い合わせ」
https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/inquiry.html

○ スマートフォン・携帯電話料金の割引

障害者手帳や特定疾患医療受給者証等をお持ちの方は、申請により、割引サービスを受けることができます。割引内容は携帯電話会社にお問い合わせください。

〈問合せ〉

- ・NTTドコモ 0120-800-000（一般電話等から無料）
（局番なし）151（ドコモの携帯電話）
- ・au 0077-7-111（一般電話から無料）
（局番なし）157（au電話から無料）
- ・ソフトバンク 0800-919-0157（一般電話から無料）
（局番なし）157（ソフトバンク電話から無料）

→ 窓口 各携帯電話事業者、各携帯電話取扱店

○ NTT無料番号案内（ふれあい案内）

下の対象者に該当する方が、番号案内を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって**無料**になります。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
視覚障害	1級～6級
肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障害）	1級・2級
聴覚障害	2級・3級・4級・6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級・4級

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈手続き〉 「ふれあい案内事務局」まで、FAX又は電話にて、登録希望の旨ご連絡ください。事務局より送付された所定の申込書に必要事項を記入し、障害者手帳の写しとともに事務局へ返送してください。

→ NTT ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174（フリーダイヤル）
FAX 0120-104134（フリーダイヤル）

○ 保育料等の副食費の免除

在宅障害児（者）のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯のうち、保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業（小規模保育事業所等）に在園している子どもがいる場合で、保護者の住民税所得割合計額が77,101円未満の場合は、給食費のうち副食費相当分（3歳児以上に限る）が免除となります。

詳しくは保育課までお問い合わせください。

→ 保育課 TEL 21-1407 FAX 23-2239